

埼玉県国民健康保険運営方針に基づく保険税水準の統一

1 保険税水準の統一とは

「県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税」

2 統一の進め方

(1) 納付金ベースの統一 (R 6 ～) : 納付金の算定方法を統一

(2) 準統一 (R 9 ～) : 収納率格差以外を統一

(3) 完全統一 (R 1 2 ～) : 収納率格差の縮小

3 準統一時の標準保険税率

区分		現行税率	令和 9 年度	差
医療分	所得割	7. 1 0 %	8. 8 6 %	+ 1. 7 6 %
	均等割	3 2, 0 0 0 円	5 0, 4 1 4 円	+ 1 8, 4 1 4 円
支援分	所得割	1. 4 0 %	3. 2 3 %	+ 1. 8 3 %
	均等割	1 1, 0 0 0 円	1 7, 9 0 7 円	+ 6, 9 0 7 円
介護分	所得割	1. 3 0 %	3. 0 0 %	+ 1. 7 0 %
	均等割	1 2, 0 0 0 円	1 9, 7 5 0 円	+ 7, 7 5 0 円
計		9. 8 %	1 5. 0 9 %	+ 5. 2 9 %
		5 5, 0 0 0 円	8 8, 0 7 1 円	+ 3 3, 0 7 1 円
調定見込額		2 1 0, 0 7 4 千円	3 1 1, 0 1 0 千円	+ 1 0 0, 9 3 6 千円

現行税率（令和 6 年度）を、令和 9 年度標準保険税率に改正するには、

- ・単年度で改正する場合、約 4 8 % 増の大幅な上昇になる。
- ・令和 7 年度から 3 年かけて、段階的に改正する場合、年約 1 6 % 増の上昇になる。